

みよし市統合型 GIS リプレース及び公開型 GIS 導入業務委託
特記仕様書（案）

第 1 章 総則

（適用）

第 1 条 本特記仕様書は、みよし市統合型 GIS リプレース及び公開型 GIS 導入業務委託（以下、「本業務」という。）に必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 みよし市が保有する航空写真や基盤図、上下水道管路などの地理情報を庁内で共有するための統合型 GIS をより利用しやすく機能性に優れたシステムへとリプレースするとともに、公開型 GIS を併せて導入して地図情報を公開することにより、窓口閲覧等における問い合わせ時間や来庁機会を軽減することで市民や事業者のサービス向上を図ることを目的とする。

（履行期間）

第 3 条 本業務の履行期間は、下記の通りとする。
構築業務：契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日
運用期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日

（基本方針）

第 4 条 本業務で構築を行うシステムの基本方針は下記の通りとする。

（1） 庁内 GIS

1. カスタマイズを要しないパッケージシステムとする。
2. 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定義する地域情報プラットフォームに準拠する製品であるものとする。
3. 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の「総合行政ネットワーク LGWAN サービス－ASP」、「アプリケーション及びコンテンツサービスリスト」、「地理情報共有」に登録のある製品であるものとする。
4. 稼働後に更新される各 OS や Web ブラウザの最新バージョンに追加費用なしで速やかに対応可能なシステムとする。
5. プラグイン等の特別なソフトのダウンロードや JAVA アプレット及び .NET Framework 等のプラグインが不要で、ブラウザのみで動作するものとする。

（2） モバイル GIS

1. 庁内 GIS のデータをタブレットにて閲覧・編集が可能であるものとする。
2. 庁内 GIS とインターネット回線を通じて双方で連携が可能であるものとする。モバイル GIS から登録した図形データ・写真画像データ・テキストデータは、庁内 GIS に自動的に反映されるものとする。また庁内 GIS から登録された図形データ・JPEG 画像データ・テキストデー

タもモバイル GIS に自動反映されるものとする。これらの登録されたデータは、データごとに庁内 GIS とモバイル GIS に登録されたアカウントで共有し閲覧できるものとする。

(3) 公開型 GIS

1. 利用者にとって、パソコンやスマートフォンより本システムを利用した際、操作が簡単で、判りやすい地図情報が利用できるシステムであること。本システムの利用者機能には、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、Java アプレット、.NET Framework 等の使用機種に制限を与えるようなものが無いこととする。
2. サーバ・アプリケーションの導入、運用及び保守作業の全てについて、受託者の管理下において直接行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。また、24 時間 365 日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備され、かつ障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していることとする。
3. ベースマップは受託者が調達しインターネット公開など二次利用が可能であることとする。
4. 本業務は、デジタル庁が提供するデジタル田園都市国家構想交付金モデル仕様書（公開型 GIS）を活用するものとし、基本要件や機能要件のうち、本市が必須とする機能は全て網羅するものとする。

(システム要件)

第5条 本業務で構築を行うシステムの要件は下記の通りとする。

(1) 庁内 GIS

1. 下記は LGWAN-ASP で提供される場合の要件であり、それ以外で提供される場合は、その要件を回答書に記載すること。なお、オンプレの場合は本市所有の情報系共通仮想基盤に構築することを想定している。
2. LGWAN-ASP のシステムで、LGWAN 回線に接続可能な端末において利用できるものとする。
3. 同時接続アカウント数は、20 とする。
4. 搭載するデータは原則、Shape 形式及び画像データ（ワールドファイル付き）とする。
5. 動作環境は、下表の通りとする。

項目	内容
OS	Windows10 以降
CPU	Corei3 2.6GHz/2 コア相当以上
メモリ	4GB 以上
回線速度	10Mbps（ベストエフォート）以上
ブラウザ	Microsoft Edge（Chromium 版） Google Chrome Mozilla Firefox Internet Explorer11 ※互換モードは無効とすること

6. 機能要件は別紙「庁内 GIS 機能要件表」のとおりとする。
7. 24 時間 365 日（計画停止、定期保守は除く）稼働させることとする。

8. データ容量等

① GIS データ

- ・レイヤ数：約 2,000 レイヤ
- ・データ形式：shape 形式
- ・GIS データ種別

都市計画図、地形図、地番現況図、航空写真、道路台帳図等の基盤地図データ及び職員が個別で作成している通学路情報等（60 レイヤ程度）とする。

② ファイリングデータ（レイヤに設定された添付ファイル）

- ・約 500 件、総容量 350MB

9. 一筆調書

地籍測量調査成果品から一筆調書（別添資料参照）を発行できるようにする。

（2） モバイル GIS

1. OS は、Android、iOS、iPadOS で利用可能であること。また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
2. ブラウザは、Microsoft Edge、Safari、Google Chrome で利用が可能であることとし利用者のパソコン端末へのインストール（ActiveX 等）を行わずに利用が可能であること。また、運用期間中に公開される各種ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。
3. 同時接続アカウント数は、5 とする。
4. 機能要件は別紙「モバイル GIS 機能要件表」のとおりとする。
5. 24 時間 365 日（計画停止、定期保守は除く）稼働させることとする。

（3） 公開型 GIS

1. 利用端末は下記の通りとする。

（1） パソコン向けの動作環境は、下表の通りとする。

項目	内容
OS	Windows10 以降 Mac OSX 以降
メモリ	8GB 以上
回線速度	10Mbps 以上（推奨 50Mbps 以上）
ブラウザ	Microsoft Edge（Chromium 版）、Mozilla Firefox、Safari Google Chrome

・運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

・ブラウザは、利用者のパソコン端末へのインストール（ActiveX 等）を行わずに利用が可能であること。また、運用期間中に公開される各種ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

(2) スマートフォン向け

項目	内容
OS	iOS14 以降 Android11 以降
ブラウザ (PC)	Google Chrome Safari

・国内の通信会社 (NTT ドコモ、ソフトバンク、KDDI、楽天モバイル) より発売された機種で利用可能であること。また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用できるよう、速やかに対応できること。

・ブラウザは、特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作すること。また、運用期間中に公開されるブラウザのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

2. 機能要件は別紙「公開型 GIS 機能要件表」のとおりとする。

3. 24 時間 365 日 (計画停止、定期保守は除く) 稼働させることとする。

(物品調達)

第6条 受注者は次の物品を調達するものとする。

(1) 住宅地図

調達時点で最新のものを庁内 GIS へ搭載し、同時 20 アカウントで使用する。

(2) 公開型 GIS 用ベースマップ

インターネット公開等の二次利用が可能なもので、表示縮尺に合わせて住所地名・目標物注記の配置や地図記号等の表記が最適化されている地図を調達し、公開型 GIS の背景地図として搭載して使用する。

(貸与資料)

第7条 発注者は、本業務に必要な資料 (別紙「搭載データ一覧」) を貸与するものとする。データの授受については、専用回線 (LGWAN) 等のセキュリティが保証される手段を利用することとする。

(テスト運用サポート)

第8条 受注者は、テスト運用を下記の通り実施するものとする。

(1) 庁内 GIS、モバイル GIS

本運用前に、仮運用期間を 1 か月以上設けることとする。

(2) 公開型 GIS

テスト環境へ設定作業が完了した段階で、品質検査を実施し、検査の合格を以ってデータセンターへの本運用環境への移行を実施する。本運用環境への移行後、発注者のネットワーク環境下においてシステムが正常に動作することを確認し稼働判定を行うものとする。

(運用保守)

第9条 システム運用保守の内容は下記の通りとする。

- (1) 庁内GIS、モバイルGIS ライセンス
- (2) 庁内GIS、モバイルGIS 及び公開型GIS のデータ更新
- (3) システム全般の安定稼働を目的とし、発注者と受注者でSLA の締結を行い、保守業務を実施すること。

(データセンター)

第10条 データセンターの条件は以下のとおりとする。

- (1) 建物は、日本国内で津波や河川浸水、液状化のリスクが低い立地であること。
- (2) 建物は、震度7程度に対応した免震構造であること。
- (3) 建物に、防火設備や消火設備が備わっていること。
- (4) 建物に、48時間以上の継続運転可能な非常用発電機が備わっていること。
- (5) データセンターには24時間常駐警備員が配置されていること。
- (6) 電力会社から2系統以上で受電していること。
- (7) 本市がデータセンターへの立ち入りを求めた場合承諾すること。

(問い合わせ対応)

第11条 受注者は、システム操作等の問い合わせ対応等が行える体制を構築し、円滑な運用を行うこと。

(準拠する法令等)

第12条 本業務は、仕様書によるもののほか、次に掲げる法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法
- (2) 新電子自治体推進指針
- (3) 統合型地理情報システム推進指針
- (4) 地域情報プラットフォーム標準仕様 (APPLIC-0002-2011)
- (5) 地方公共団体におけるASP・SaaS 導入活用ガイドライン
- (6) 地理情報標準 (JSGI2.0)
- (7) みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (8) その他関係法令及び諸規則

(公的資格)

第13条 受注者は、本業務に必要な下記の公的資格を取得していることとする。

- (1) ISO27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (2) ISO/IEC27017 (クラウドサービスセキュリティ)
- (3) JISQ15001 (プライバシーマーク)
- (4) ISO9001 (品質管理システム)
- (5) LGWAN-ASP 登録

(業務概要)

第14条 本業務の概要は次のとおりとする。

【構築業務共通】

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集
- (3) 打合せ協議
- (4) 操作説明会
- (5) 成果品納品

【庁内 GIS 構築】

- (6) データ確認
- (7) GIS 環境設定構築及びデータセットアップ
- (8) ファイリング設定
- (9) モバイル GIS 環境構築
- (10) 動作確認・調整

【公開型 GIS 構築】

- (11) システム搭載設計
- (12) システム導入
- (13) データセットアップ
- (14) 動作確認・調整
- (15) システム環境設定

【運用保守業務】

- (16) 操作説明会
- (17) システム運用

【構築業務共通】

(計画準備)

第15条 受注者は本業務の実施にあたり業務計画書の立案をし、業務着手前に発注者と協議を行い、業務計画書の承認を受けるものとする。

(資料収集)

第16条 受注者は、第7条に記載された貸与資料を収集し整理するものとする。なお、借用の際には、借用書を交わした上で、その重要性を認識し、取り扱い及び保管を慎重に行わなければならないものとする。

(打合せ協議)

第17条 本業務の打合せ協議は、初回、中間（1回）、完了時の3回を基本とするが、業務遂行上疑義等が生じた場合は速やかに会議を行うものとする。また、受注者は打合せ終了後、打合せ事項について業務打合せ記録簿を作成し、発注者に提出のうえ承認を得るものとする。

(操作説明会)

第18条 受注者は、下記対象者に対して、本運用前までにそれぞれ操作マニュアルを作成し、操作研修を各1回以上行うこととする。

- ・管理者向け（庁内 GIS、モバイル GIS 及び公開型 GIS）
- ・利用者向け（庁内 GIS 及びモバイル GIS）

(成果品納品)

第19条 受注者は、第32条に掲げる成果品を納品するものとする。

【庁内 GIS 構築】

(データ確認)

第20条 受注者は、借用を受けた搭載データについて、過不足や時点などの内容を確認し、過不足があるデータについては発注者に報告を行い、別途対応を協議するものとする。

(GIS 環境設定構築及びデータセットアップ)

第21条 庁内 GIS の環境（レイヤ、グループ・ユーザー、印刷、出力、データベース等）の設定を行い、データのセットアップ及び凡例設定を行うものとする。

移行するデータは、既存 GIS からエクスポートをするデータとその他各種台帳図データは HDD 等での貸与の2つのパターンを想定している。

なお、都市計画基本図等のデータについては地物ごとに細分化されたレイヤ構成等になっているため、移行の際には発注者と協議の上必要に応じレイヤの統合・マージ処理を行うものとする。

(ファイリング設定)

第22条 現 GIS に紐づいているファイリングデータの設定を行うものとする。なお、形式は jpg、pdf、tiff とする。

(モバイル GIS 環境構築)

第23条 庁外で利用を想定するタブレットから、庁内 GIS の閲覧・編集を可能とするため、レイヤ、ユーザー、背景地図、入力項目等の設定を行うものとする。

(動作確認・調整)

第24条 前条までに設定を行った庁内 GIS 及びモバイル GIS について、搭載されたデータがシステム上で正常稼働するよう検証を行うものとする。なお、検証結果により不備が見受けられる場合には、受注者の責任により修正を行い、発注者の承諾を得るものとする。仮運用期間は、1か月以上を設けるものとし、発注者から修正依頼があった場合には適宜修正を行うものとする。

【公開型 GIS 構築】

(システム搭載設計)

第25条 システム搭載するデータや表示設定、利用上の注意及び利用条件等を発注者と協議し決定するものとする。また、トップページを含むサイトデザインについて協議するものとする。

(システム導入)

第26条 受注者は、前条で決定した内容に基づき、パソコンまたはスマートフォン、それぞれのOS・ブラウザに対応する公開型GISを構築するものとする。

(データセットアップ)

第27条 受注者は、構築したシステム環境に、別紙「搭載データ一覧」に記載されているレイヤのセットアップを行うものとする。設定の詳細については発注者と協議により決定するものとする。

(動作確認・調整)

第28条 前条までに設定を行った公開型GISについて、発注者は搭載されたデータがシステム上で正常稼働するよう非公開サイトにて検証を行うものとする。なお、検証結果により不備が見受けられる場合には、受注者の責任により修正を行い、発注者の承諾を得るものとする。

(システム環境設定)

第29条 受注者は、前条で承認を得た非公開サイト側の内容を公開サイト側にセットアップを行うものとする。

【運用保守業務】

(操作説明会)

第30条 受注者は、年に1回、市職員を対象とした操作説明会を開催するものとする。

(システム運用)

第31条 受注者は、システム操作等の問い合わせ対応等が行える体制を構築し、利用者が円滑に操作を行えるようなサポート及び運用を、下記の通り行うものとする。

- ・ライセンス
- ・データ更新
- ・SLA
- ・Q&A

2 データ更新は、各担当課がデジタル化推進室に申請し、デジタル化推進室から依頼を受けた受注者が各担当課に連絡をとり、行うものとする。データ更新のタイミングについては、協議の上決定するものとする。

(成果品)

第32条 受注者は、下記成果品の納品を行うものとする。

- | | |
|--|----|
| (1) システム管理者用、市職員（庁内GISのみ）の操作マニュアル（PDF） | 1式 |
| (2) データ定義書（庁内GISのみ、Excel） | 1式 |

- | | |
|----------------------------|-----|
| (3) サービス品質保証 (SLA) 案 (PDF) | 1 式 |
| (4) 業務報告書 | 1 式 |
| (5) その他必要と認められるもの | |

(成果物及びシステムの帰属)

第 3 3 条 本業務における成果品は以下の (1) (2) を除き、作成されたデータ等の成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに複製または他に公表・貸与してはならない。

- (1) 本業務において提供され受注者が独自に実施する ASP サービスについては、発注者はその使用权を有するものとし、著作権の帰属は受注者が有するものとする。
- (2) 本業務で提供される受注者以外が独自に開発したソフトウェア等の成果品については、開発者の定める著作権の帰属に従うものとする。業務で作成した成果品及び本システムに登録されたデータ類のうち第三者に帰属するものは除き、全て発注者に帰属するものとし、受注者は許可なくこれを使用、流用してはならない。

(秘密の保持)

第 3 4 条 受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約不適合責任)

第 3 5 条 受注者は、業務期間中及び業務完了後においても、成果品又は本業務の作業内に不良箇所があった場合は、迅速かつ誠実に対応するものとする。